

令和3年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

令和2年11月17日 地方財政審議会

第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方

- 地方自治体が地域社会を維持するために必要な行政サービスを提供する費用を、地域住民や地域で活動する企業等が負担する地方税で賄うことが、地方自治の原則。**経済社会構造の大きな変化の中にあっても、地方税の原則等を踏まえながら、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めることが必要。**
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済の下押しにより、地方税収の大幅な減少が懸念。一方で、地域における感染拡大防止や医療体制の確保、雇用対策など、地方自治体の歳出の役割が一層重要となっており、**地方税収をはじめ必要な地方財源を確保していくことが課題。**

第二 令和3年度地方税制改正等への対応

固定資産税

- 評価替えに当たっては、基準年度の前年の地価公示価格(1月1日)を基準。下落修正措置として、半年間の地価の下落を評価額に反映させるとともに、据置年度についても、地価が下落していれば評価額に反映させる仕組み。**引き続き下落修正措置を講じるとともに、市町村において適切に対応される必要。**
- 負担調整措置については、**3年間の仕組みとして措置**することにより、固定資産税制度に関する納税者の予見可能性に配慮するとともに、**固定資産税の安定的な確保を図るべき。**

車体課税

- 応益課税の原則や、今後増加見込みである**社会インフラ維持管理更新費等の財源確保**の観点から、**車体課税に係る税収をしっかりと確保**する必要。
- **環境性能割の税率区分の見直し**に当たっては、政策のインセンティブ機能を維持しつつ税収を確保するという観点から**基準の切り替え及び重点化**を行うべき。

地方税務手続のデジタル化・効率化の推進

- **地方税共通納税システムの活用**は納税者の利便性向上や地方自治体の事務負担の軽減につながるため、今後、**固定資産税をはじめとした賦課税目へ対象を拡大すべき。**
- 個人住民税の**特別徴収税額通知書**について、eLTAXを經由して**電子的に通知する仕組みを、速やかに導入すべき。**
- **税務システムの標準化**を進める過程においては、地方自治体の意見を丁寧に聴き、導入の際の**財政負担や事務負担の軽減に十分配慮すべき。**

新型コロナウイルス感染症への対応

- 中小事業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置の創設等の措置について、**経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すべき。**
- 環境性能割の臨時的軽減措置等について、**仮に特例措置の延長等が行われる場合には、現行の措置と同様、その減収額については全額国費で補填すべき。**